熊本県電気機械器具製造業最低工賃

熊本県電気機械器具製造業最低工賃が下記のとおり改定され、
令和5年4月22日から熊本県全域に適用されます。

対象品目　ワイヤーハーネス
規　　格　50cmを超え2m以下の電線について行うもの

対象業務	内容	金額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう	1本につき 55銭

これまでの43銭から12銭アップ↑

効力発生日　令和5年4月22日

対象業務略図

カプラー差し	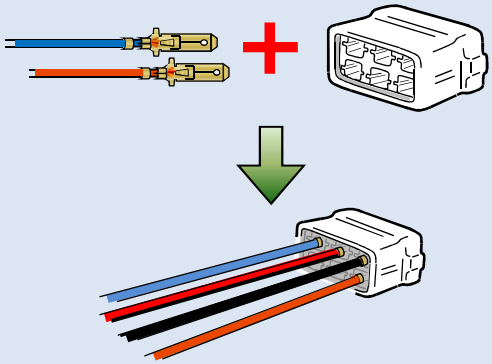	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込む

熊本労働局　労働基準部　賃金室
熊本市西区春日２－１０－１　熊本地方合同庁舎A棟９階
TEL　０９６-３５５-３２０２